

東京都立調布特別支援学校管理運営規程

10 調 養 第 6 2 4 号

平成10年11月30日

校 長 決 定

第1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立調布特別支援学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭等

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

- 1 主任教諭
児童・生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 2 主任養護教諭
児童・生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 3 主任栄養教諭
児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

教務部、情報教育部、生活指導部、保健給食部、研修研究部及び支援・進路部を置く。

2 学部

小学部及び中学部を置く。

3 各教科等

次の各教科等を置く。

(1) 小学部

生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、社会性の学習

(2) 中学部

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習

4 企画調整会議

企画調整会議を置く。

5 主幹会議

主幹会議を置く。

6 全校連絡会

全校連絡会を置く。

7 教科会

国語・算数／数学、生活・社会・理科、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育及び生活単元学習の教科会を置く。

8 委員会

危機管理委員会(学校安全委員会)、校内委員会、学校保健委員会、食物アレルギー対応委員会、給食運営委員会、省エネ委員会、防災教育推進委員会、安全衛生委員会、ホームページ管理委員会、学校いじめ対策委員会、教育課程検討委員会、医療的ケア安全委員会、学校サポートチーム及び汚職等防止委員会を置く。その他、校長が必要と認める委員会を置くことができる。

9 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報教育部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、学事、庶務、経理、給食に関する業務及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、全校連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、学部主任、主幹教諭、指導教諭及び主任養護教諭又は養護教諭とする。ただし、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

6 その他、必要な事項は校長が定める。

第12 主幹会議

1 目的

主幹会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、部及び学部の円滑な運営及び校長が必要と認める事項の連絡及び調整を行う。

2 構成員

校長、副校長及び主幹教諭とする。

3 開催

定例会は、原則として週1回とし、必要に応じて開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は、校長が定める。

第13 全校連絡会

1 目的

全校連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月に1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

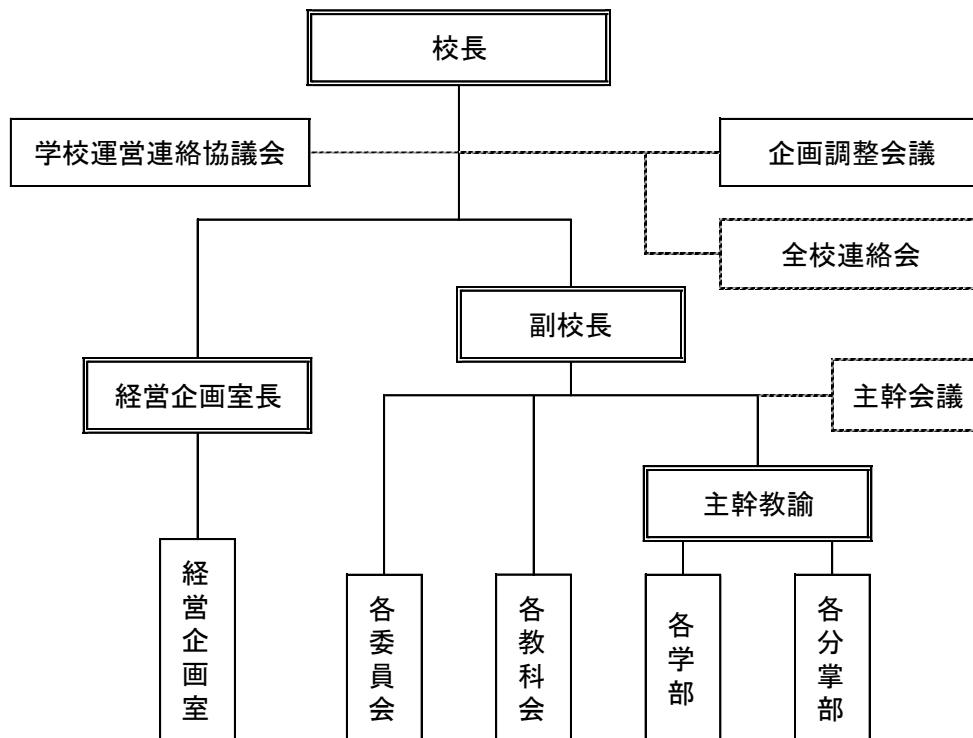
(2) 校長の意思決定に資するため、全校連絡会において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

8 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、全校連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほか、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する